

## 国直轄事業負担金に関する意見について

本日、地方分権改革推進委員会において、国直轄事業負担金に関する意見が決定された。

国直轄事業負担金については、従来より、地方六団体としてその廃止を求めるとともに、特に維持管理費に係る負担金については、本来管理主体が負担すべきことから、早急に廃止すべきことを主張してきた。

また、全国知事会は、先般開催された国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣との協議の場において、①負担金の基準や内訳明細の情報開示を徹底すること、②地方の意見が十分反映できるよう現行制度を改善すること、③維持管理費負担金は早急に廃止すること、④国と地方の役割分担を明確化した上で最終的に国直轄事業負担金制度を廃止すること、を各大臣に強く主張したところである。

今般の地方分権改革推進委員会の意見において、こうした地方の主張を踏まえ、直轄事業の縮減、透明性の確保・充実及び維持管理費負担金の廃止を明確に打ち出されたことは大いに評価するものである。また、われわれは整備費に係る負担金についても国と地方の役割分担を明確化した上で最終的には廃止すべきものとする。

政府は、今般の地方分権改革推進委員会意見を尊重し、かつ、地方の意見に真摯に耳を傾け、分権型社会にふさわしい制度の構築に向けて取り組むべきである。

平成21年4月24日

全国知事会  
会長 麻生 渡

## 国直轄事業負担金に関する意見

平成 21 年 4 月 24 日  
地方分権改革推進委員会

国直轄事業負担金（以下「負担金」という。）については、当委員会として「中間的な取りまとめ」（平成 19 年 11 月 16 日）等で廃止・縮減等の抜本的見直しが必要との認識を示し、本年 3 月以降 3 回にわたり、都道府県知事など地方関係者と関係府省からのヒアリングを精力的に実施してきた。この間、国及び地方の財政が厳しさを増すなか、負担金のあり方をめぐる議論が地方側からも提示された。また、4 月 8 日には、全国知事会と国土交通省等関係府省との間の意見交換会も開始されている。さらに、今般の追加経済対策において、地域活性化に効果の高い公共事業が盛り込まれるとともに、地方負担を軽減するための時限措置が検討されている。

こうした経緯を踏まえ、当委員会としての負担金に関する基本的な考え方を、以下のとおり緊急に取りまとめることとした。6 月の地方議会の前にも、地方に対して負担金に係る詳細な情報提供を行えるよう、関係府省において直ちに改善に向けた取組みを行うことを要請する。当委員会としては、今後、負担金をめぐる国及び地方の取組状況を注視していくとともに、この意見を踏まえ今後の勧告に向け、分権型社会にふさわしい税財政構造の制度的構築について審議を進める。

### （直轄事業の縮減）

住民に身近な行政は地方にゆだねるという国と地方の役割分担の基本に沿って、道路・河川等の直轄事業の地方自治体への移管を、当委員会として既に勧告しているところである。国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものに限定し、直轄事業そのものを縮減することが、地方分権改革の本旨であり、負担金による地方の財政負担を縮小させることになると考える。あわせて直轄事業の縮減に伴い、関係する国の出先機関の縮減・廃止を行うべきである。

関係府省及び地方自治体の双方が、直轄事業の地方自治体への移管について、委員会の勧告に沿って積極的に検討を進め、早急に具体的な結論を得ることを強く要請する。

### （透明性の確保・充実）

今般の負担金をめぐる議論については、国から地方自治体に対する情報提供が極めて不十分であったことが、地方関係者の不信感につながった面は否めない。地域住民に対する説明責任を負う地方自治体に対し、国が負担金の支出を求めるにあたり、透明性の高い情報提供を行うのは当然のことである。当委員会においても「第 2 次勧告」（平成 20 年 12 月 8 日）で国の出先機関が行う直轄事業の実施について、国民や地域住民の目から見て事業実施の適正性や透明性を確保する仕組みを拡充すべきとの認識を示したところである。

以上の点を踏まえ、関係府省において、

- ① 負担金の経費内訳とその積算根拠の地方自治体への情報開示を徹底すること、
  - ② 直轄事業の実施・変更にあたり、事業内容や事業費を含めて地方自治体と事前に協議する仕組みを設けること、
- 等の具体的措置を含め、直ちに改善に向けた取組みを行うよう要請する。

(負担金のあり方の見直し)

維持管理費に係る負担金については、廃止すべきである。維持管理費用は、維持管理に責任を負う者が負担することが原則でなければならない。

整備費に係る負担金については、国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものにまず限定することを前提に、直轄事業における地方の受益と負担の観点及び節度ある直轄事業の採択・実施の観点も考慮し検討を行い、改革を進めるべきである。

負担金の見直しにあたっては、その対象範囲を含め、引き続き、全国知事会等と国土交通省等関係府省との意見交換など、国と地方が対等の立場に立って真摯に定期的に協議を行うべきである。

あわせて、都道府県が市町村に求める同種の負担金についても、情報提供や負担のあり方をめぐって同じ問題がある。「第1次勧告」（平成20年5月28日）等で示した「基礎自治体優先の原則」にも留意しつつ、本意見の趣旨に沿って、都道府県と市町村の間において、緊密な協議が行われることを通じ、適切に対応されることを求めたい。

## 直轄事業負担金問題に係るこれまでの国交省の対応状況

全国知事会要望	地方分権改革推進会議 「事務事業の在り方に関する意見」 (H14年10月)	国交省の対応状況 ※H18年5月、内閣官房 地方分権推進室への回答	備考
<p>【制度について】</p> <p>◆制度（全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに廃止すべき (H20.7全知要望)</li> <li>※S34.9以降継続</li> </ul> <p>◆維持管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>即刻廃止すること (H20.7全知要望)</li> <li>※S37.8以降継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権推進計画に基づき、段階的縮減を含め、見直しを行うこと</li> </ul>	<p>〈回答内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理に関する負担金については、引き続き、段階的縮減を含め、見直しを行う。</li> </ul>	<p>○直轄事業負担金制度の廃止・縮減に至っていない。</p>
<p>【制度の運用について】</p> <p>◆事前協議制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前協議が行われていない。(S51.7から)</li> </ul> <p>◆事務費の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人件費負担の地方転嫁を取り止めること。(S33.1から)</li> <li>事務比率が地方の事業に比し著しく高い等の問題がある。(S51.7から)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前協議制度等の導入を検討すること</li> <li>国直轄事業と国庫補助事業の執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について、均衡のとれたものにする</li> </ul>	<p>〈回答内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H15年、定期的会議を設置。</li> <li>当該会議を通じ、情報交換・意思疎通の円滑化を図るとともに、直轄事業負担金に係る問題点の実態及びその解決方法について検討している。</li> </ul> <p>〈回答内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>赴任旅費(H5)、休職者給与(H11)、失業者退職手当、恩給負担金(H13)等を地方負担対象から除外。</li> <li>引き続き、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等が均衡のとれたものとなるよう、更に見直しを行う。</li> </ul>	<p>○事業採択・実施について、国と県が協議する場となっていない。</p> <p>○直轄事業は補助事業に比べて事務費の割合が大きい。</p>

注 地方分権改革推進会議(H13.7～16.7総理の諮問機関)

地方分権推進の観点から、国と地方の役割分担に応じた事務・事業の在り方等について勧告